

経済労働局

A 応急対策業務					
業務優先度	所管課名	事業名等	法定業務	平常時の業務内容	国内感染期の業務内容・業務実施手順
A	庶務課	新型インフルエンザ等対応業務			<ul style="list-style-type: none"> ・局内職員の健康状態及び出勤状況等の把握（職員の労務・サービスに関すること） ・新型インフルエンザ等対策本部及び局内との連絡調整（関係機関との連絡調整） ・局内の職員応援体制の調整 ・新型インフルエンザ等対策に係る物品の調整
A	企画課	緊急経済対策の企画調整			国の経済対策に関連して当局で担うべき業務及び市独自の緊急経済対策の局内調整
A	北部市場管理課、業務課	新型インフルエンザ等対応業務			<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮食料品の流通継続に向けた市場内事業者、神奈川県、農林水産省等関係機関との連絡調整 ・市場関係者の感染予防策の実施
B 1 継続業務【強化業務】					
業務優先度	所管課名	事業名等	法定業務	平常時の業務内容	国内感染期の業務内容・業務実施手順
B 1	金融課・中小企業溝口事務所	中小企業の経営相談・金融相談事業	○	中小企業信用保険法第2条第5項認定事務、金融相談・経営相談業務	認定業務、相談業務とも市民と直接対応する業務であるため、マスクを着用し、手指消毒を徹底した上で通常通り、実施する。
B 1	北部市場管理課	施設管理業務		<ul style="list-style-type: none"> ・保安秩序の維持 ・適正な施設使用の指導・監督 ・環境衛生の維持 	マスク着用・手指消毒等の感染拡大予防対策を実施するなど、施設使用の指導・監督、環境衛生の維持を強化し、状況に応じて入場規制等を実施する。
B 2 継続業務					
業務優先度	所管課名	事業名等	法定業務	平常時の業務内容	国内感染期の業務内容・業務実施手順
B 2	庶務課	局の安全衛生事務		<ul style="list-style-type: none"> ・局内職場環境の改善支援 ・病休取得者等へのケア、職場復帰の支援 	局内各職場の感染拡大防止対策の実施
B 2	消費者行政センター	電子メール相談		電子メールで受けた消費生活に関する相談への回答	状況によっては、センターでの電話・面談による相談の受付体制を縮小することとなり、電子メールによる相談が増えることが考えられるが、その場合は、緊急を要する相談を優先し、緊急性のない相談に対しては回答期限を延長することを相談者に通知する。

B 2	工業振興課	経済団体等助成・支援事業		<ul style="list-style-type: none"> ・経済団体等への助成及び連絡調整 ・経済団体等の活動支援（補助金交付など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済団体等への補助金交付等については、団体活動の継続や運営に影響を及ぼすことから、継続する。 ・メールやFAX・郵送等を連絡手段とする。 ・申請書の受理については、郵送による受付とする。 ・通知書の送付については、従来どおり郵送による交付とする。
B 2	工業振興課	事業承継・事業継続力強化事業		<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー、講座開催 ・専門家派遣 ・補助金交付 ・ワークショップ、研究会、個別ハンスオン支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付事務等はメール、電話等を連絡手段として、最小限の事務を行うものとする。 ・セミナー、講座、ワークショップ等の開催については関係機関と調整の上、対象者に中止、延期、開催方法の変更等をメール、電話等で連絡する。
B 2	金融課	間接融資事業		制度要綱改定、広報・統計・照会等関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、関係事業者との連絡調整等は極力遅延させる。 ・助成金交付事務等で遅延不可能なものはメール・電話等を連絡手段として、最小限の事務を行うものとする。
B 2	金融課	金融対策指導事業		創業支援融資診断、倒産企業調査、産業立地促進資金審査、直接貸付金償還業務	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、関係事業者との連絡調整等は極力遅延させる。 ・遅延不可能なものはメール・電話等を連絡手段として、最小限の事務を行うものとする。
B 2	金融課	信用保証協会支援事業		信用保証料補助、代位弁済補助、協会の審査・指導、統計・照会等関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、関係事業者との連絡調整等は極力遅延させる。 ・助成金交付事務等で遅延不可能なものはメール・電話等を連絡手段として、最小限の事務を行うものとする。
B 2	農業振興課	防災対策事務		農業災害発生状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用、手指消毒を徹底した上で業務を行う。 ・関係団体と連携し、原則、電話・メール等での状況把握を行う。
B 2	農地課	農業委員会業務	○	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会総会開催 ・農地、農業者に関する審査、承認、許認可 ・生産緑地法関係業務 ・国有農地関係事務 ・農業経営基盤強化促進法、農地流動化関係事務 ・農業者年金基金法関係事務 ・農地基本台帳の電算化、台帳整備事務 ・農地パトロール ・小作地等関係事務 ・農業委員会の庶務関係及び予算、決算 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止の観点から、職員はマスク着用、手指消毒を徹底する。 ・また、窓口に訪れた方に対してもマスクの着用をお願いする。 ・添付書類や説明を有するため窓口対応を継続せざるを得ないが、郵送による届出についても検討する。

B 2	農地課	生産緑地地区管理等業務	○	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地地区の指定申出の受付 都市計画素案の作成 生産緑地法の施行（許認可等） 	<ul style="list-style-type: none"> 3～11月は指定申出受付及び都市計画変更の手続きが進行しているため、優先的に取り組む必要がある。 申出等については郵送で行う等の必要な配慮を行う。 買取等の処理期間が定められている業務については優先的に取り組む。
B 2	労働雇用部	労働相談・就職相談窓口事業		<ul style="list-style-type: none"> 勤労者、事業者の雇用労働問題に係る労働相談 就業支援事業としての就職相談 キャリアカウンセリング 無料職業紹介 	原則として電話相談を実施する。面接相談をせざるを得ない場合は、相談員と協議の上、実施する。（マスク着用、手指消毒などの感染防止措置の徹底）
B 2	北部市場管理課	指定管理者と調整（南部市場状況把握）		南部市場指定管理者関係業務	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者との連絡により南部市場の状況等を把握 必要に応じて施設管理上の制限や事業中止を指示
B 2	北部市場管理課	施設の使用許可		市場内施設の指定及び使用許可	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 市場施設への影響に応じて使用制限や停止等を実施する。
B 2	北部市場業務課	市場内取引の指導監督業務		取引の指導・監督	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤嘱託員による、せり売りの監視業務は適正な運営を確保するため必要な業務である。 他の業務は関係業者と調整の上対応を行う。

C 縮小業務

業務優先度	所管課名	事業名等	法定業務	平常時の業務内容	国内感染期の業務内容・業務実施手順
C	施設所管課	所管施設の維持管理		<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持・管理 指定管理者等との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 必要最低限の業務（新型インフルエンザ対策等）を実施 指定管理者等との連絡調整
C	出資法人所管課	出資法人関係		出資法人との連絡調整	新型インフルエンザ等に関する出資法人との連絡調整
C	関係課	産業関係団体関係		産業関係団体との連絡調整	新型インフルエンザ等に関する産業関係団体との連絡調整
C	全課	庶務関係事務		議会对応、調査、照会・回答、予・決算、物品管理、給与・旅費、その他	新型インフルエンザ等対策に係る最低限の庶務業務のみ実施し、他は休止・延期する。
C	庶務課	庶務関係業務		<ul style="list-style-type: none"> 議会、人事、組織、労務等に関する局内外調整 局内各部署への必要な情報の提供と共有化及び局内事務の効率化 局内組織整備・人員配置計画の策定 人事評価制度及び人材育成計画の実施 局外各部署からの照会等の局内取りまとめ 	必要最低限の議会、人事、組織、労務等に関する局内外調整
C	庶務課	経理関係業務		経済労働局関係（特別会計の一部を除く）の経理事務	局内各課からの旅費の認定、支出の審査等、必要最低限の経理業務。

C	企画課	施策・事業の企画調整業務		・関係局との事業調整業務 ・局主要事業の企画・調整、進行管理	事業調整に係る必要最小限の業務を行う。
C	消費者行政センター	消費生活相談業務		消費生活に関する相談	・原則として電話相談を実施する。面談による相談をせざるを得ない場合は、相談員と協議の上、実施する。 (マスク着用、手指消毒などの感染防止措置の徹底) ・相談業務委託事業者との連絡調整
C	消費者行政センター	相談情報の処理・管理業務		相談カードの内容点検と国民生活センターへのデータ送信	危険情報を除き、一部データの送信は期限を延長して行う。
C	消費者行政センター	啓発関係事業		消費生活展、講演会、広報誌、ホームページ等による消費生活に関する情報の提供	感染拡大防止の観点から、来場を伴う啓発業務については規模縮小、若しくは休止とするが、広報誌・ホームページ等を活用する啓発業務については継続し、情報の伝達に努める。
C	国際経済推進室	海外販路開拓に関する業務		・中小企業の海外展開に係る取り組みに対する補助金業務 ・市内企業の海外展開に向けた相談業務、セミナー・商談会に関する業務等	●補助金業務 ・メールやFAX、郵送等を連絡手段とする。 ・補助金の申請受付、交付については基本的に郵送対応とする。 ●相談業務・セミナー・商談会業務 相談業務については、緊急性を要する相談ではないため中止し、その他については関係者との協議により休止または延期とする。
C	国際経済推進室	国際環境産業推進事業		かわさきグリーンイノベーションクラスターの支援・情報発信	・出勤職員により対応可能な範囲で業務を継続する。 ・関係者との協議のうえ、場合により一部休止とする。
C	イノベーション推進室	新産業創造支援事業		川崎市産業振興財団による新産業創造センター運営の指定管理、日常業務指導	入居事業者、指定管理者と協議のうえ、施設の状況判断と運営方法を決定する。
C	工業振興課	ものづくり中小企業経営革新支援事業		・補助金の申請受付 ・審査委員会の運営 ・補助金交付及び継続支援 ・説明会	・メールやFAX・郵送等を連絡手段とする。 ・補助金の申請受付・交付及び継続支援については基本的に郵送対応や電話でのヒアリングとする。 ・審査委員会は中止とし、書面審査・書面による承認とする。 ・説明会はWEB等でのQ&Aなどを提示し、電話やメール・FAX等での対応とする。
C	工業振興課、企画課	川崎市産業振興財団運営費等補助事業		財団による中小企業の経営支援と人材育成(補助金交付等)	補助金交付事務、指定管理料支払事務については、財団運営の継続に必要であるため継続する。
C	工業振興課	内陸部操業環境保全対策事業		川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度の適正かつ効率的な運用等	・助成金交付事務等はメール、電話等を連絡手段として、最低限の事務を行うものとする。

C	工業振興課	先端産業等立地促進事業		先端産業創出支援制度の適正かつ効果的な運用等	助成金交付事務等はメール・電話等を連絡手段として、最小限の事務を行うものとする。
C	商業振興課	川崎駅周辺商業ネットワーク事業（補助事務）		中心市街地における地元主体の商店街イベントへの支援	・マスク着用、手指消毒を徹底した上で業務を行う。 ・電話での相談、郵送での対応に切り替え、審査等については期限の延長等、柔軟に対応する。
C	商業振興課	商店街空き店舗活用アワード事業		補助金審査・交付業務	・マスク着用、手指消毒を徹底した上で業務を行う。 ・電話での相談、郵送での対応に切り替え、審査等については期限の延長等、柔軟に対応する。
C	商業振興課	商業振興等補助事業		・川崎市商店街連合会の運営及び商業活性化に関する補助業務 ・BUYかわさき出品者協議会の育成補助業務	・マスク着用、手指消毒を徹底した上で業務を行う。 ・電話での相談、郵送での対応に切り替え、審査等については期限の延長等、柔軟に対応する。
C	商業振興課	中小企業団体共同施設補助事業 街づくり事業		・商業団体の共同施設補助金に係る申請書受理、内容審査 ・申請に基づく補助金の交付	・マスク着用、手指消毒を徹底した上で業務を行う。 ・電話での相談、郵送での対応に切り替え、審査等については期限の延長等、柔軟に対応する。
C	商業振興課	商店街ソフト支援事業		商業者が取り組む活性化事業への支援に係る申請書受理、内容審査、補助金交付等	・マスク着用、手指消毒を徹底した上で業務を行う。 ・電話での相談、郵送での対応に切り替え、審査等については期限の延長等、柔軟に対応する。
C	商業振興課	大規模小売店舗立地法運用事務	○	相談、届出、縦覧立会い等	●感染拡大防止の観点から次の方法に切り替え業務を縮小する。 ・届出者へ申請の相談・届出受理について、施設等変更、運営日変更の猶予があるかー窓口対応から郵送受付に切り替える。 ・縦覧の延長、その旨事前にホームページ等で広報する。
C	商業振興課	商業人材育成事業		商業者向けの講座（商売繁盛塾）の補助業務	・マスク着用、手指消毒を徹底した上で業務を行う。 ・電話での相談、郵送での対応に切り替え、審査等については期限の延長等、柔軟に対応する。
C	商業振興課	商業アドバイス事業		商店街の課題解決のために講師等の派遣及び講師謝金の支払い業務	中止を前提に、各関係機関と協議を進める。
C	商業振興課	公衆浴場経営安定等補助		市内公衆浴場の経営安定のための補助業務	・マスク着用、手指消毒を徹底した上で業務を行う。 ・電話での相談、郵送での対応に切り替え、審査等については期限の延長等、柔軟に対応する。

C	観光プロモーション推進課	観光案内所運営		きたテラス内観光案内所における総合案内、観光案内、かわさき名産品等の紹介及び販売	観光客に対して、感染拡大防止のための情報提供を実施し、その他の業務は縮小するように委託業者と調整する。
C	農地課	農業振興地域整備計画管理事業	○	・違反転用等防止対策会議 ・違反転用防止、是正指導	緊急に対応が必要な事案についてのみ対応し、会議等については感染拡大の防止のため、延期する。
C	農地課	農地整備等一般管理		・系の庶務 ・施設管理 ・農業用水の利用調整	最小限の業務を行う。
C	農地課	グリーン・ツーリズムの推進		・農業情報センター運営の調整 ・グリーン・ツーリズムの推進 ・明治大学との連携	・感染拡大を防止するため農業情報センターの講習会やイベントは休止する。 ・グリーン・ツーリズム実践活動についても同様に休止する。 ・明治大学との連携については会議開催を延期する。
C	農地課	生産基盤整備事業		基盤整備の計画・調整	・工事施工中の箇所の進捗状況の確認は最小限にとどめ、マスクを着用するよう指導する。 ・補助金の申請受付・交付等については、基本的に郵送で行う。
C	農業技術支援センター	所内管理業務等		果樹等栽培の試験研究、土壌分析、育種管理、所内植栽管理、その他。	・試験研究、土壌分析については、全面中止する。 ・育種管理、所内管理は維持に必要な最低限の職員を確保し継続実施する。
C	農業技術支援センター	農業経営支援事業		各種奨励金及び補助金交付事務	・マスク着用、手指消毒を徹底した上で業務を行う。 ・電話での相談、郵送での対応に切り替える。
C	労働雇用部	労政・労働福祉事業		・部の庶務・経理 ・労働団体及び関係機関との連絡調整	●次の最低限の庶務・経理業務のみ実施し、他は休止・延期する。 ・新型インフルエンザ等対策に係る物品調達及び連絡調整 ・職員の労務・服務に関すること ・支出期限のある支払いに関すること
C	労働雇用部	勤労者福祉共済		共済への会員登録・退会の受付や各種給付金の申請・問合せなどに対する窓口業務	●感染拡大防止の観点から、次の方法に切り替え、業務を縮小する。 ・申請書の受理－窓口対応から郵送受付に切り替える。 ・問合せの対応－窓口対応しているものを電話による対応のみに切り替える。
C	公営事業部総務課、業務課	施設管理等 非開催時業務		施設維持管理等業務	最低限の施設維持管理、問い合わせ対応に必要な人員を確保する。
C	北部市場管理課	施設整備業務		市場の施設整備の計画及び実施	緊急性を要するもののみ実施する。
C	北部市場管理課	施設維持業務		市場内の植栽及び設備保守業務	緊急性を要するもののみ実施する。

C	北部市場管理課	歳入徴収業務	○	市場の市税外収入の管理及び徴収	・継続実施 ・ただし使用料通知や督促、納入日等、条例に期日等が規定されているものについては、関係局と調整の上、期日延期等の対応を行う。
C	北部市場業務課	取引に関する許可・承認・証明・公表に関する業務	○	・各種取引に係る申請書の受理・内容審査 ・申請に基づく証明書の交付	ほぼ毎日取引され、許可が必要な業務以外は、関係業者と調整の上、申請時期を遅延するなどの対応を行う。
C	北部市場業務課	事業者からの各種届出	○	事業報告書・営業報告書や営業許可に係る申請書等の受理・内容審査	感染拡大防止の観点から、関係業者と調整の上、提出時期を遅延するなどの対応を行う。
D 休止業務（上記に該当しない業務）					
D	企画課	オープンイノベーション関連業務		フォーラム、セミナー、交流会の開催	フォーラム、セミナー、交流会では、関係機関と調整の上、延期又は中止について精査し、対象者に当面延期あるいは中止することを電話連絡する。
D	イノベーション推進室	科学技術関連業務		フォーラム、セミナー、交流会の開催	フォーラム、セミナー、交流会では、関係機関と調整の上、延期又は中止について精査し、対象者に当面延期あるいは中止することを電話連絡する。
D	企画課	企画業務		コミュニティビジネス振興に係る企画業務	感染拡大防止のため中止する。
D	消費者行政センター	県への経由事務		消費生活協同組合が県に提出する申請書、報告書等の受理、県への進達	特に緊急性のあるもの以外は延期を検討する。
D	消費者行政センター	事業者指導		不適正な取引行為の疑いのある事業者への指導	相談情報の処理・管理業務を優先させるため、事業者指導については休止する。
D	消費者行政センター	消費者支援協定事業		消費者が安心して商品・サービスを選択できるように、事業者及び事業者団体と協定を締結し、市民に案内 ※現在5協定	・新規協定の締結、協定店の拡充については休止・延期する。 ・市民からの問合せにのみ対応
D	消費者行政センター	消費生活モニター事業		消費生活に関する意見の聴取と知識の普及のために、公募した市民に研修会、意見交換会、アンケート等を実施	原則、業務を休止・延期する。
D	消費者行政センター	附属機関等に係る会議開催事務		消費者行政推進委員会、同委員会苦情処理部会、食の安全確保対策懇談会	喫緊の課題が生じている場合を除き、感染拡大防止の観点から会議開催を見送る。
D	国際経済推進室	環境技術移転による国際貢献業務		川崎国際環境技術展の開催協力とフォローアップ	出勤職員により対応可能な範囲で業務を継続する。
D	国際経済推進室	海外都市等の表敬、視察対応業務		海外都市等の要請による本市表敬、視察の対応事務	関係者との協議により休止または延期とする。
D	国際経済推進室	環境調和型産業振興事業		フォーラムの開催	開催の延期又は中止について検討する。
D	国際経済推進室	環境調和型まちづくり（エコタウン）推進事業		・エコタウン視察対応 ・見学ツアーの開催	・エコタウン視察については、視察者に連絡して延期又は中止を要請する。 ・見学ツアーについては、開催の延期又は中止について検討する。

D	国際経済推進室	国際環境産業推進事業		川崎国際環境技術展の開催	川崎国際環境技術展については、延期が困難であることから関係者と協議して中止を検討する。
D	イノベーション推進室	ウェルフェアイノベーション推進事業		ウェルフェアイノベーションフォーラムの開催（分科会含む）やコーディネーターを活用したプロジェクトの創出・推進等	フォーラム、セミナー、プロジェクトの実施では、関係機関と調整の上、延期又は中止について精査し、対象者に当面延期あるいは中止することを連絡する。
D	イノベーション推進室	かわさき基準推進事業		公募・モニター評価・審査会・認証式等	事業の中止又は、手法の変更等について関係機関と、協議する。
D	イノベーション推進室	起業化総合支援事業		関係機関による起業・創業関係事業の管理、かわさき起業家オーディションの開催、ベンチャー起業への集中的支援等	各種催物については関係機関と調整し、休止又は延期について対象者に電話連絡する。
D	イノベーション推進室	クリエイティブ産業活用促進事業		デザイン活用に関するセミナーの開催や相談窓口の開設等	各種催物については関係機関と調整し、休止又は延期について対象者に電話連絡する。
D	イノベーション推進室	新川崎・創造のもり推進事業		産学交流の機会創出のためのセミナーの実施等	各種催物については関係機関と調整し、休止又は延期について対象者に電話連絡する。
D	工業振興課	医工連携等推進事業		医療産業分野参入をテーマとしたセミナー、交流会の運営等	各種催物については関係機関と調整し、休止又は延期について対象者に電話連絡する。
D	工業振興課	川崎市産業振興会館指定管理事業		・会館の管理運営 ・セミナー ・ロボット競技大会	・産業振興会館の利用については、市民への感染拡大を防止するため、原則として市民の利用を中止する。 ・セミナーやロボット競技大会は中止・延期とする。
D	工業振興課	マイコンシティ地区活性化推進事業		民有地への企業誘致・企業連絡会開催等	定期的に行っているマイコンシティ企業連絡会、交流会は中止・延期とし、事業者等との個別の連絡等も必要最小限とする。
D	工業振興課	かわさきブランド推進事業		・認定業務 ・認定委員会等の実施 ・認定式及び交流会の開催	・関係機関と協議の上、認定業務を延期、中止とする。 ・認定委員会等一延期、書面での開催とする。 ・認定式等－関係団体と協議の上、開催の中止について検討する。
D	工業振興課	中小製造業合同出展事業		・合同出展の申請受付、決定 ・合同出展ブースの準備、運営	・事業を活用する企業、団体等との連絡調整など、直接接生を避ける事務は、メールやFAX、郵送等を利用する。 ・展示会主催者と連携し、中止、延期を検討する。
D	工業振興課	ICT産業連携促進事業		かわさきIoTビジネス共創ラボの運営	・企業への訪問等については、当面延期とする。 ・ラボ開催については、関係団体等と協議の上、開催の中止、延期を検討する

D	イノベーション推進室	基盤技術支援事業		K B I Cの事業について広報等後方支援	メールやF A X等を連絡手段とする。
D	工業振興課	建築業振興事業		セミナー、研修等の開催	感染の拡大を防止するため、セミナー、研修会等を延期または中止する。
D	工業振興課	商工業従業員永年勤続者表彰事業		・表彰式に向けた事務等 ・表彰式の開催	感染の拡大を防止するため、表彰式を中止する。記念品等については、インフルエンザの流行が治まってから、工業振興課にて手渡す。
D	国際経済推進室	新エネルギー産業創出事業		関係団体の支援	関係団体の支援については、協議等の直接接​​触を生ずる調整事務については休止する。
D	工業振興課	ものづくり人づくり事業		親子ものづくり体験教室開催	・関係団体と協議の上、開催の中止または延期について検討する。 ・関係団体の支援については、協議等の直接接​​触を生ずる調整事務については休止する。
D	国際経済推進室	川崎臨海部スマートコンビナート推進事業		・川崎臨海部の取組を情報発信 ・京浜臨海部コンビナート高度化検討会議の運営 ・交流会の開催	コンビナート検討会議及び交流会の開催については延期又は中止を検討する。
D	工業振興課	定期検査業務	○	指定定期検査機関が行う定期検査業務	・指定定期検査機関と協議を行い、実施方法や日程等について検討をする。 ・また、国に定期検査受検義務の猶予に関する特別立法を要望する。
D	工業振興課	立入検査業務		商品量目立入検査業務、特定計量器立入検査業務、詰込事業所に対する立入検査業務等	特に緊急性のあるもの以外は延期を検討する。
D	工業振興課	普及啓発業務		計量教室、出前授業、その他講習等	中止・延期し、ホームページ等で情報提供を行うことにより代替する。
D	工業振興課	計量管理業務	○	適正計量管理事業所等に対する指導	特に緊急性のあるもの以外は延期を検討する。
D	工業振興課	特定市計量行政協議会等会議参加		会議	参加しない。
D	工業振興課	内陸部操業環境保全対策事業		・オープンファクトリーの実施 ・川崎ものづくりフェアの実施 ・工場用地需給情報の収集	・関係団体等と協議の上、開催の中止、延期について検討する。 ・情報の収集、関係事業者との連絡調整等は必要最小限とする。
D	商業振興課	川崎地下街公共地下歩道等関連事業		川崎地下街公共道路部分の負担金及びエスカレータの管理委託業務に事務処理	・マスク着用、手指消毒を徹底した上で業務を行う。 ・電話での相談、郵送での対応に切り替え、審査等については期限の延長等、柔軟に対応する。
D	商業振興課	中心市街地活性化マネジメント事業		会議出席、業務調査等	感染拡大防止の観点から会議の延期、又は、電話・メール等で調整するなど業務を休止する。
D	観光プロモーション推進課	観光振興事業		観光パンフレット作成 かわさき市民祭り等	中止を前提に、各関係機関と協議を進める。

D	観光プロモーション推進課	産業観光推進事業		産業観光ツアー	中止を前提に、各関係機関と協議を進める。
D	観光プロモーション推進課	市制記念花火大会事業		市制記念多摩川花火大会	中止を前提に、各関係機関と協議を進める。
D	観光プロモーション推進課	コンベンションホール管理運営		指定管理者を通じた施設の運営・管理	感染拡大防止の観点から、臨時休館も視野に入れながら、指定管理者と協議を進める。
D	商業振興課	川崎駅周辺商業ネットワーク事業（主催等イベント）		・かわさきアジアンフェスタの実施 ・カワサキハロウィンへの支援 ・大型商業施設や商店街との連携	県内感染期においては、イベント実施について、実行委員会で検討する。
D	商業振興課	Buyかわさきフェスティバル		市内製品の展示・販売事業（通常年2回）	感染拡大防止のため中止する。
D	商業振興課	商業振興ビジョン推進事業		商業者が先導的に取り組む事業への支援	中止を前提に、各関係機関と協議を進める。
D	商業振興課	商人（あきんど）デビュー塾		創業予定者向けセミナー	中止を前提に、各関係機関と協議を進める。
D	農業振興課	農政企画事務		農業振興計画立案・進捗管理／市総合計画・庁内他部局所管計画などとの調整／国、県、他都市等との連携／農業情報発信	感染拡大防止の観点から、問い合わせ対応職員のみ確保し、業務を休止する。
D	農業振興課	農業関係団体との連絡調整事務		J A / 県農政事務協議会 / 指定都市農政主幹者会議 / その他、関係諸団体との調整	感染拡大防止の観点から、問い合わせ対応職員のみ確保し、業務を休止する。
D	農業振興課	生産流通対策事業		直売団体育成 / 地産地消推進	感染拡大防止の観点から、問い合わせ対応職員のみ確保し、業務を休止する。
D	農業振興課	自然環境対策事業	○	森林法に基づく伐採届出受理業務 / 有害鳥獣駆除業務	感染拡大防止の観点から、問い合わせ対応職員のみ確保し、業務を休止する。
D	農業振興課	市民農園事業		市民農園の開設支援、運営管理等業務（市開設型、農家開設型、体験農園など）	感染拡大防止の観点から、問い合わせ対応職員のみ確保し、業務を休止する。
D	農業振興課	農イベント開催事業		「花と緑の市民フェア」や「畜産まつり」の開催業務（他団体と共催）	感染拡大防止の観点から、問い合わせ対応職員のみ確保し、業務を休止する。
D	農業振興課	担い手育成事業		担手団体「青年協議会」「あかね会」の事務局運営、「ファーマーズクラブ」「新世代ファーマー」事業の実施など	感染拡大防止の観点から、問い合わせ対応職員のみ確保し、業務を休止する。
D	農地課	都市農地保全活用事業		・遊休農地対策 ・早野地区活性化に係る業務 ・市民防災農地の管理、普及・啓発	感染拡大防止の観点から、問い合わせ対応職員のみ確保し、業務を休止する。

D	農業技術支援センター	所内開放		9:30~16:30(4月~8月)、9:30~16:00(9月~3月)市民への開放(月曜除く)	感染拡大を防止するため、所内開放を取りやめる。
D	農業技術支援センター	所内講習会、品評会開催業務		技術講習会。援農ボランティア育成事業。農産物品評会。	感染拡大を防止するため、各種講習会、育成事業、品評会開催を中止する。
D	農業技術支援センター	生産物売払い業務		所内生産物の販売	感染拡大を防止するため、中止する。
D	農業技術支援センター	畜産関係指導業務		畜産農家への疾病対策事業。	感染拡大を防止するため、巡回調査等を取りやめ必要最低限の事務連絡のみ実施する。ただし、鳥インフルエンザに由来する場合は別途関係機関と調整する。
D	農業技術支援センター	・農業者への技術指導。 ・各支部品評会審査業務。		・巡回等技術指導。 ・各支部開催の品評会に審査員として参加。	感染拡大を防止するため、巡回、参加等中止し、必要最低限の事務連絡のみ実施する。
D	労働雇用部	労働会館管理業務		川崎市立労働会館の管理運営(指定管理者)	・感染拡大を防止するため、貸館業務を休止又は縮小する。 ・指定管理者と連携を図りながら、問い合わせ対応及び施設維持に必要な人員のみ確保する。
D	労働雇用部	各種研修セミナー・説明会関係事業		●就職・就職活動に向けた研修・説明会事業及び勤労者等のセミナー ・就職準備セミナー他 ・企業合同就職説明会-	感染拡大防止のため、休止、延期又は開催手法を変更(オンライン等)する。
D	労働雇用部	労働資料の調査及び刊行業務		●雇用労働に関する各種情報の提供、市内の賃金事情、労働状況実態に係る調査及び資料作成・刊行 ・川崎市労働情報の発行 ・労働状況実態調査 ・労働白書の刊行等	関係機関・業者等と調整を図り、2か月程度休止又は延期する。
D	労働雇用部	技能奨励事業		技能功労者等表彰式の実施 技術・技能向上の奨励	関係機関、団体と協議調整の上、事業の休止又は延期について関係各所に周知する。
D	労働雇用部	マイスター制度事業		募集・調査・選考・認定式・顕彰記念品贈呈式、マイスター実演展示等イベント	関係機関、団体と協議調整の上、事業の休止又は延期について関係各所に周知する。
D	労働雇用部	住宅相談業務		区役所等相談	関係機関、団体と協議調整の上、事業の休止について関係各所に周知する。
D	労働雇用部	てくのかわさき技能フェスティバル		技能フェスティバルの開催	関係機関、団体と協議調整の上、事業の休止について関係各所に周知する。
D	労働雇用部	川崎市生活文化会館運営		川崎市生活文化会館管理運営(指定管理者)	・感染拡大を防止するため、貸館業務を休止又は縮小する。 ・指定管理者と連携を図りながら、問い合わせ対応及び施設維持に必要な人員のみ確保する。

D	公営事業部総務課、業務課	競輪開催業務 (本場開催業務)		競輪開催に伴う執務、労務、資金業務、ファン対応業務	感染拡大を防止するため、中止または延期する。問い合わせ対応及び施設維持に必要な職員は確保する。
D	公営事業部総務課、業務課	競輪開催業務 (場外開催業務)		競輪開催に伴う執務、労務、資金業務、ファン対応業務	感染拡大を防止するため、中止する。問い合わせ対応及び施設維持に必要な職員は確保する。
D	北部市場業務課	市場内業者業務検査事業		経営状況を的確に把握するための卸売業者・仲卸業者の検査及び市による財務・業務指導	関係機関と検査について調整の上、休止する。
D	北部市場管理課、業務課	各種イベントや施設見学等の対応		各種イベントや会議、市場の見学・取材・撮影の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため、中止または延期する。 ・早めの判断で、関係各所に周知する。